



ISO/IEC 27001 審査登録の手順

1. お問い合わせ・見積り

ISO/IEC 27001 の審査登録について、まずISMS適合性評価制度の概要、審査登録の手順等をお客様にご説明いたします。

見積りをご希望のお客様は、「ISMS審査登録見積作成依頼書」に必要事項をご記入のうえ、当センターまでご提出下さい。

様式は、当センターのホームページ(<http://www.jate.or.jp/jp/isms/index.html>)の「様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。当センターではご提出いただいた「ISMS審査登録見積作成依頼書」の内容及び当センターの料金体系をもとに見積書を作成し、お客様に送付いたします。

見積書の内容をご検討後、ご納得いただけましたら、審査登録の申請をお願いいたします。

2. 申請

(1) 申請書の提出

「ISMS審査登録申請書」に必要事項をご記入いただき、当センターまでご提出下さい。

様式は、当センターのホームページ(<http://www.jate.or.jp/jp/isms/index.html>)の「様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。

ご提出にあたりましては、権限をもった代表者の署名または捺印が必要となります。

なお、申請書の提出方法は、郵送または持参のみとさせていただきます。

提出先：〒107-0051

東京都港区元赤坂1-1-5 富士陰ビル5F

一般財団法人電気通信端末機器審査協会

ISMS審査登録センター 業務担当

(2) 登録申請の受理

① 申請内容の確認

ご提出いただいた申請書について、記載事項・内容を確認し、不備または調整の必要がある場合には、お客様に対してご説明させていただいた上で、訂正または調整をご依頼いたします。

② 申請の受理

申請内容の確認後、当センターは「ISMS審査登録申請受理通知書」を発行し、申請料金(70,000円(税別))の請求書とともに送付いたします。受理通知書の発行をもって、審査登録申請書の受理を完了いたします。なお、申請書の内容確認の結果、何らかの理由で受理できない場合は、申請を受理できない旨を明記して、書面にてお客様にご連絡いたします。

注) 申請料金は入金後、理由の如何に係わらず返却いたしかねますので、ご了承ください。

3. 契約

お客様に契約内容についてご説明し、「ISMS審査登録業務契約書」により契約を締結いたします。

4. 審査の事前準備

(1) ISMSに関する資料の提出

審査の計画を策定するにあたって、下記の資料を提出していただきます。

- ・ 「情報セキュリティマニュアル」に相当する文書化した情報
(情報セキュリティ方針、目的及び適用範囲を含む)
- ・ ISMSの運営に関わる文書化した情報
(リスクアセスメントの手順書、文書・記録管理(または文書化した情報の管理)の手順書、内部監査の手順書、是正(予防)処置の手順書等)
- ・ 適用宣言書
- ・ 業務概要(パンフレット)、組織図、ネットワーク構成図、システム構成図、フロア配置図等
- ・ その他(必要に応じて)

(2) 審査日程及び審査チーム

審査の日程及び審査チームについて、受審組織のご了解が得られた後、審査のスケジュールについて審査計画書を作成し、受審組織にご連絡いたします。この段階で正当な理由があれば審査員の変更も可能です。

5. 登録審査

(1) 第1段階審査

情報セキュリティ方針・目的の策定、ISMSに必要な手順の文書化、リスクアセスメントに基づいた管理策の選択とリスクについて適切に対応する計画の策定等、ISMSの確立状況を中心に現地で審査します。審査の結果、不適合事項があった場合、是正処置を確認後第2段階審査に進みます。第1段階審査の審査日数は審査対象組織の規模等により変動いたしますが、概ね1～2日程度です。

6. 登録審査

(2) 第2段階審査

確立されたISMSに基づいた運用状況を中心に現地で審査します。審査の結果、不適合事項があった場合、是正処置を要求いたします。

第2段階審査は、一般的に第1段階審査終了後、1～2ヶ月後に受審となります。審査日数は審査対象組織の規模等により変動いたしますが、概ね2日～3日程度です。

7. 審査結果

審査チームから提出された審査報告書等に基づき、当センターの判定委員会が受審組織の登録の可否等の判定を実施いたします。判定結果は、「ISMS審査判定結果通知書」でお客様に通知いたします。なお、判定結果に不服がある場合には、異議申立てができます。

8. 登録・公表

判定委員会での審議を経て、「登録」と判定された場合には、登録範囲等を記載した登録証を発行いたします。また、「登録組織」として登録されると同時に、当協会のホームページ等で公表されます。

登録の有効期間は3年間です。

登録証のお引渡しは授与（日時等は別途打合せ）、または送付により行います。

9. 登録維持管理

(1) 登録の維持管理

登録後はISMSを維持管理していただく必要があります。維持管理の詳細については、登録後にお渡しします「ISMS登録組織遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

(2) 維持審査・更新審査等について

登録組織は、登録後のISMSの維持状況について、原則1年周期の維持審査、及び3年間の有効期間更新に伴う更新審査を受審していただく必要があります。

また、登録の維持に関して不都合等があった場合、臨時に審査を実施することがあります。

<お問い合わせ先>

一般財団法人電気通信端末機器審査協会（JATE）

ISMS審査登録センター

東京都港区元赤坂1-1-5 富士陰ビル5F

TEL: 03-5786-4320 FAX: 03-5786-4311

E-mail: isms@jate.or.jp

URL: <http://www.jate.or.jp>

一般的な審査登録の流れ

